

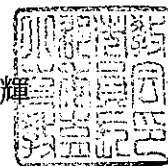


26小教教第1358号

平成26年7月25日

小郡三井医師会
会長 廣瀬 真恵 様

小郡市教育委員会
教育長 清 武 輝



小郡市いじめ防止対策審議会委員の推薦について（依頼）

盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本市教育行政の推進につきまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市教育委員会では、昨年施行されまいたいじめ防止対策推進法を受けまして、小郡市いじめ防止対策推進条例を7月から施行し、いじめの防止等に資するため、標記審議会を設置することとなりました。

当該審議会は、専門的な知識及び経験を有する第三者の方々の参加を図り、法が求める公平性・中立性を確保するよう努めることとされているところです。

つきましては、貴会から審議会委員（精神科医）のご推薦を願いたく、ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、お願い申し上げます。

なお、ご承諾の上は、別紙推薦書を下記あてご返送くださるよう併せてお願いいたします。

〒838-0198 小郡市小郡 255-1
小郡市教育委員会教務課 塩足
TEL:0942-72-2111(512)
FAX:0942-73-5860
Email:shiotari@city.ogori.lg.jp

平成26年 月 日

小郡市教育委員会
教育長 清 武 輝 様

団体名 _____

代表者名 _____ 印

小郡市いじめ防止対策審議会委員の推薦について

平成26年7月25日付け26小教教第1358号で依頼のありました小郡市いじめ防止対策審議会委員の推薦について、下記の者を委員に推薦します。

記

小郡市いじめ防止対策審議会の概要について

1 趣旨

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項に規定に基づき教育委員会に附属機関を設置するものです。

附属機関には、弁護士・医師・大学教授等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、法が求める公平性・中立性が確保されるよう努めることとされています。

2 所掌事務

（1）条例に定める事項

- ① いじめの防止等のための対策に関すること。
- ② 法第28条第1項（重大事態）に規定する調査に関すること。
- ③ その他教育委員会が必要と認める事項

（2）想定される主な機能

- ① 教育委員会の諮問に応じ、小郡市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策を検討するため、専門的知見から審議を行うこと。
- ② 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として問題の解決を図ること。
- ③ 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合当該組織において調査を行うこと。
- ④ 法第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、当該組織において調査を行うこと。

【重大事態の例】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 30日以上学校を欠席した場合

2 審議会委員構成（予定）

条 例	選任委員案	推薦母体
① 弁護士	弁護士	県弁護士会
② 医師	精神科医	小郡三井医師会
③ 学識経験者	大学教授	福岡教育大学
④ その他	臨床心理士（スクールカウンセラー）	

3 開催頻度

- ・ 定例会 年1回程度 平成26年度は10月を予定
- ・ 上記1（2）の調査 案件に応じて開催

4 報酬

日額6,800円

小郡市いじめ防止対策推進条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第30条第2項に規定する組織の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小郡市いじめ防止対策審議会)

第2条 法第14条第3項の規定に基づき、小郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に小郡市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する調査に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

3 審議会は、5人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が適当であると認める者

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(小郡市いじめ防止調査委員会)

第3条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、小郡市いじめ防止調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査
- (2) その他市長が重大事態への対処等のため必要があると認める調査

3 委員会は、5人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 弁護士

(2) 医師

(3) 学識経験者

(4) その他市長が適当であると認める者

4 委員会の委員の任期は、第2項各号に規定する調査に必要な期間とし、市長が別に定める。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会の委員は、審議会の委員を兼ねることができない。

6 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

小郡市いじめ防止対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小郡市いじめ防止対策推進条例（平成26年小郡市条例第15号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、小郡市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が不在のときは、教育長が招集する。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査)

第5条 審議会は、条例第2条第2項第2号に規定する調査又は同項第3号の規定により教育委員会が必要と認める調査を行うときは、次に掲げる方法により、必要な範囲においてこれらの調査を行うものとする。

- (1) 教育委員会事務局職員、教職員、児童生徒及びその保護者その他の当該調査に係る事案に関係する者（以下「調査対象者」という。）に聴取し、又は説明を求めること。
- (2) 調査対象者に対して、資料の提出、提示、閲覧等を求めること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、調査を実施するために必要となる協力を調査対象者、当該調査に係る事案に関係する機関等に求めること。

2 審議会は、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者に十分に配慮し、前項に規定する調査を行わなければならない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育部教務課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。